

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 2 日

各都道府県防災担当主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

避難所におけるキッチンカーを活用した食事の提供について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、自然災害が激甚化・頻発化しているとともに、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震の発生も切迫しています。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 4 年 4 月改定）内閣府（防災担当））等を作成し、適切な避難所運営を行って頂くよう依頼してきたところです。当該指針においては、食事の提供について、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保についても配慮するようお願いしております。

食事の質の確保に当たっては、例えば、キッチンカーの活用も有効な手段の一つとなります。実際に、一部自治体において、災害発生時においてキッチンカーを活用し、適温食を提供した例（別添：事例 1）やキッチンカー事業者と災害時の食事の提供に関する協定を締結した例（別添：事例 2）があります。

つきましては、こうした自治体の例も参考にしつつ、避難所における食事の質の確保のため、キッチンカーを活用した食事の提供についてもご検討を進めていただきますようお願いいたします。

なお、食品を調理し、客に提供する又は飲食させる営業については、食品衛生法により都道府県知事（保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならないと規定されていますが、個々の行為が営業と見なされ得るか否かについては、規模、形態、反復継続性等に

鑑み、許可の権限を有する都道府県知事が総合的に判断しています。一部キッチンカー事業者による避難所における食事の提供について、食品衛生法に基づく営業許可を要する通常の「営業」との区別を明確にするために、考え方を整理した自治体の例（別添：事例3）も参考にしつつ、貴都道府県内の衛生主管部局（保健所を設置する市及び特別区を含む。）と緊密な連携の下、検討を進めていただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の営業規制に係る内容については、厚生労働省に協議済みであることを申し添えます。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
吉田、内田、真鍋、坂本
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
福原、遠矢、木本、日比野
TEL 03-5253-7525（直通）

災害発生時においてキッチンカーを活用し、適温食を提供した例（「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」（内閣府防災）より抜粋）

事例 1

キッチンカーの駆けつけによる被災地における温かい食事の提供（民間事業者）

1) 実施内容

令和元年の台風 15 号により大規模停電に見舞われた千葉県では、平時にキッチンカーを活用したランチスペースを提供する事業等を展開するキッチンカー支援事業者が、他のキッチンカー事業者と連携し、停電発生から 3 日経過した 9 月 12 日から 8 日間にわたり停電の続く千葉県の 4 市（市原市、館山市、南房総市、山武市）における指定避難所、庁舎、公民館等で、約 4,000 食の食事の提供による支援活動を行った。参加したキッチンカー事業者は、パスタ、オムライス、鶏の唐揚げ、牛煮込み丼などの温かい食事を被災者へ無償で提供した。

発災後、停電が長期化し、食事の支援を必要とする複数の市町村があると考えたキッチンカー支援事業者が、支援に賛同する他のキッチンカー事業者に募集を募り、県下の市町村職員及び支援に参加したキッチンカー事業者と、逐次、SNS メッセンジャーによる情報共有（食料を必要とする場所、数量等）を図りながら、支援活動に努めた。

配食する食事の数量については、市へキッチンカーによる配食数量を事前に連絡し、調整した。

2) 取組上の課題・工夫

平時の事業を通じてキッチンカー事業者 1,600 店とのネットワークがあり、その中でも事業者 200 社が災害時の支援活動に賛同していたため、支援活動開始の意思決定から、実際に現地での活動までを迅速に実施することができた。

周知の方法としては、市の SNS やホームページへの掲載、宣伝カーによる告知を行ったほか、自衛隊が設置した仮設風呂の傍に駐車することで、キッチンカーの存在を知ってもらうなどの工夫も凝らした。また、小学校の連絡網で自主的に広まるケースもあった。

現在は、さいたま市、世田谷区、豊中市、宗像市と、災害時の支援連携について記載のある協定を締結している。

図表 1 キッチンカーの駆けつけによる被災地における温かい食事の提供

（写真左：住民への食事提供の様子、写真右：メニューの張出）



資料) 株式会社 Mellow

キッチンカー事業者と災害時の食事の提供に関する協定を締結した例（埼玉県狭山市のホームページより抜粋）

事例 2

「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定」を締結

2022年12月23日（金曜日）に、さやまキッチンカー協会と「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定」を締結しました。

協定の内容

地震や風水害など大規模災害が発生し、被災した方々の避難生活が長期化する場合などに、キッチンカーの機動力を活かして、避難所などで生活する被災者に、温かい食事などの提供について協力を得るものです。

協定の相手先

事業者名・所在地

- ・ [さやまキッチンカー協会（狭山市入間川3145番地の4）（外部サイト）](#)

協定締結に伴う調印式を実施

2022年12月23日（金曜日）、狭山市とさやまキッチンカー協会の協定締結に伴い、調印式を実施しました。

写真左から

さやまキッチンカー協会 事務局長 黒川 進 氏
副代表理事 宮野 圭司 氏
小谷野 剛 狭山市長
代表理事 野口 功祐 氏
事務局 山本 直和 氏



このページに関するお問い合わせは
危機管理課

食品衛生法に基づく営業許可を要する通常の「営業」との 区別を明確にするために、考え方を整理した自治体の例 (千葉県ホームページより抜粋)

事例 3

災害時のキッチンカー事業者による炊き出しについて



大規模災害時などには、キッチンカー事業者の方が、被災者に飲食物を無償提供（炊き出し）することがあります。

一般ボランティアによる炊き出し行為と同様、キッチンカー事業者による炊き出し行為についても食品営業許可は必要ありませんが、営業許可を要する通常の「営業」との区分を明確にするため、本県の考え方を次のとおり整理しました。

■ キッチンカー事業者による炊き出しについて

キッチンカー事業者とは

本件におけるキッチンカー事業者とは、県内・県外にかかわらず食品営業許可（飲食店営業）を保有し、自動車を利用して行う営業（移動営業車）を行う者としてします。

実施要件

キッチンカー事業者による炊き出しについては、下記要件を満たすこととします。

- 避難所等において、被災者に対し、飲食物を無償で提供すること。
- 取扱品目は、各事業者が衛生的に取り扱える範囲であること。
- 無償の炊き出しである旨を明示し、「営業」と容易に区別できるようにすること。

県に事前連絡いただく場合

県内許可をお持ちでないキッチンカー事業者が、他の支援団体等から金銭的支援を受けて炊き出しを行う場合は、事前確認が必要となりますので、炊き出し実施前に県防災担当までご連絡願います。

■ 注意事項

災害時は衛生環境が悪化します。炊き出しに当たっては、食品衛生の保持に十分注意してください。

お問い合わせ

所属課室：[防災危機管理部危機管理政策課](#)復旧復興・被災者支援室